

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	蒲郡市

蒲郡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 蒲郡市産業振興部農林水産課
所在地 愛知県蒲郡市旭町17-1
電話番号 0533-66-1126
FAX番号 0533-66-1188
メールアドレス norin@city.gamagori.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、カワラバト（ドバト）、キジバト
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	愛知県蒲郡市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害面積 : m ²	被害数量 : Kg	被害金額 : 千円
イノシシ	2,800	731	168
ニホンジカ	0	0	0
ニホンザル	0	0	0
アライグマ	10	10	1
ヌートリア	0	0	0
ハクビシン	21,200	874	739
カラス（ハシブト・ハシボソ）	2,200	905	210
ヒヨドリ	0	0	0
カワラバト（ドバト）、キジバト	0	0	0
合計	26,200	2,520	1,118

(2) 被害の傾向

(イノシシ)

平成 20 年ごろから出没し始め、21 年度から急激にその数が増加している。農作物被害の発生時期は、主に収穫期であり、農作物の食害、農地の掘り起こし等が発生している。山林近接地である里山が生息地となっており、里山を中心に被害が発生しているが、農地や民家周辺でも被害が発生している。特に市の主要農産物であるみかんの食害が目立っており、露地のみならず、温室内に侵入してみかんを食べるという被害も発生しており、斜面のみかん園地の掘り起こしも発生している。また、イチゴや、他の野菜、果樹に対する被害も懸念される。

(ニホンジカ)

平成 23 年ごろから隣接する豊川市方面から相楽町に出没してきており、他の地区にも現れ始めている。現状の農作物被害は、露地みかんの葉の食害が発生しており、今後は被害拡大防止に努める必要がある。

(ニホンザル)

周辺市町で捕獲されていることを考えると、山間部は、農作物被害の可能性が推定される。また、一部市街地にハナレザルの目撃情報があり、家庭菜園などの被害や住宅地に侵入するなどの報告がある。

(アライグマ、ハクビシン)

農作物等被害は、通年発生しており、露地みかんの食害に加えて、温室みかんやイチゴにも被害が発生している。今後は他の農作物への被害や住居への侵入も懸念される。

(ヌートリア)

水田の被害の報告はないが、稲穂、露地野菜を荒らす被害があると思われる。天敵がないと考えられ、増加により今後の被害の拡大が懸念される。

(鳥類)

みかんなどの農作物への食害、ふん害は、通年発生している。カラスでは、ビニールハウスのビニールを破損する等の被害が見られる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 2 年度）	目標値（令和 6 年度）
農作物被害面積	26,200 m ²	20,900 m ²
農作物被害数量	2,520Kg	2,000Kg
農作物被害金額	1,118 千円	890 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕 獲 等	・蒲郡獵友会に捕獲を委託して	・高齢化による狩猟者の減少化傾

に 関 す る取組	<p>推進してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲は、鳥類は銃器、獣類はわなを使用している。 ・イノシシ等大型獣の、わな設置、管理、仕掛けは捕獲隊員（わな猟免許所持の農家など）も行い、処理（殺処分）は十分な技能を有する者と連携して実施している。 ・小型獣の処理は、獵友会に委託している。 ・アライグマは外来生物防除計画を策定したが、捕獲は被害発生時に有害鳥獣駆除で獵友会に委託し対応している。 ・ヌートリアも外来生物であるが、被害実態がよくわかっていないため、被害発生時に有害鳥獣駆除で対応している。 	<p>向があり、捕獲従事者の育成が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣は市町村の境界をこえて被害を及ぼすため、周辺市町との連携が求められる。 ・鳥獣類に対する銃器の使用について危険防止が徹底しにくい。農作業者、ハイカーがいる可能性がある。 ・わなを日常管理するため、地域住民の協力が必要である。 ・住宅地付近まで被害が及ぶ場合、銃器の使用が困難な状況にある。
防 護 槻 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会が、国庫補助又は協議会費により防護柵を購入し、地元地区が設置している。 ・個々の農家が防護柵を設置しているところもある。 ・鳥獣被害防止に関する資料を作成し、被害のあった農家、住民に配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度までは国庫補助を受けて果樹園を中心に電気柵の設置をしてきたが、平成 26 年度から市域の山側全体をワイヤーメッシュ柵で囲う事業を進めており、概ね市内全域に設置を行ったので、維持管理体制の継続が求められる。 ・防除技術、知識の習得、地域内での連携、意志統一を図ることが必要である。 ・鳥獣害対策への関心が深まっているが、農家等の野生鳥獣への無関心があり、自己防衛が徹底していない。

(5) 今後の取組方針

本市は海岸線に沿っており、獣類は背後にある山間部から侵入し、鳥類はどうちらからも侵入がある。しかし、鳥獣害について農家が察知していない潜在的な農作物被害が発生していると思われる。

有害鳥獣駆除は、鳥獣被害防止実施隊の指導のもと、農家で組織した捕獲隊と、獵友会とで行っているが、今後も農家等からの被害届や聞き取りで被

害状況を把握し、情報収集に努め、引き続き『捕獲』と『防除』の両方の取組みを地元住民、蒲郡猟友会、JA等と連携して行う。

長期的な対策として、市民の野生鳥獣への無関心をなくすよう啓発を行い、市民全体で協力しあって鳥獣害対策を行えるような体制整備についても検討していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

引き続き、猟友会への委託と農家で組織した捕獲隊により、捕獲を継続していく。また、猟友会員が減少傾向にあるため、農家がすすんで狩猟免許、特にわな免許の取得・更新時に補助制度を設けて捕獲を推進・強化していく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4 年度	イノシシ・ニホンジカ ・ニホンザル	・ 必要に応じ捕獲わなを追加導入する。
		・ 農業者及び農業関係者の狩猟免許取得を推進する。
		・ イノシシ等による農作物被害防止に関する情報を提供し市民へ被害防除対策の啓発を図る。
5 年度	アライグマ、その他小型獣類	・ アライグマは外来生物法に基づく防除計画により、計画的に捕獲していく
	鳥類	・ 猟友会への委託により、主として銃器で捕獲する。あわせてカラス捕獲オリの導入も検討する。
	イノシシ・ニホンジカ ・ニホンザル	・ 必要に応じ捕獲わなを追加導入する。
		・ 農業者及び農業関係者の狩猟免許取得を推進する。
		・ イノシシ等による農作物被害防止に関する情報を提供し市民へ被害防除対策の啓発を図る。
	アライグマ、その他小型獣類	・ アライグマは、防除計画により、計画的に捕獲していく
	鳥類	・ 猟友会への委託により、主として銃器で捕獲する。あわせてカラス捕獲オリの導入も検討する。

6 年度	イノシシ・ニホンジカ ・ニホンザル	・必要に応じ捕獲わなを追加導入する。
		・農業者及び農業関係者の狩猟免許取得を推進する。
		・イノシシ等による農作物被害防止に関する情報を提供し市民へ被害防除対策の啓発を図る。
	アライグマ、その他小型獣類	・アライグマは、防除計画により、計画的に捕獲していく
	鳥類	・獵友会への委託により、主として銃器で捕獲する。あわせてカラス捕獲オリを試行する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
(イノシシ) 捕獲隊及び獵友会に委託し、第二種特定鳥獣管理計画実施計画に示される捕獲頭数を考慮して設定する。
(ニホンザル) 捕獲隊及び獵友会に委託し、第二種特定鳥獣管理計画実施計画に示される捕獲頭数を考慮して設定する。
(ニホンジカ) 捕獲隊及び獵友会に委託し、第二種特定鳥獣管理計画実施計画に示される捕獲頭数を考慮して設定する。
(アライグマ) 主に獵友会に委託し、外来生物であるアライグマを、住民・農家と協力して捕獲していく。
(ハクビシン) 主に獵友会に委託し、住民・農家と協力して捕獲していく。
(ヌートリア) 主に獵友会に委託し、住民・農家と協力して捕獲していく。
(鳥類) 獵友会に委託し、銃器による捕獲を通年で実践していく。あわせて、カラスについては、捕獲オリの導入を検討し、導入を図っていく。

鳥 獣 名	R4 年度	R5 年度	R6 年度
イノシシ	330 頭	330 頭	330 頭
ニホンジカ	240 頭	240 頭	240 頭

アライグマ	100 匹	100 匹	100 匹
ヌートリア	100 匹	100 匹	100 匹
ハクビシン	100 匹	100 匹	100 匹
カラス(ハシブト、ハシボソ)	1,400 羽	1,400 羽	1,400 羽
ヒヨドリ	1,400 羽	1,400 羽	1,400 羽
カワラバト・キジバト	100 羽	100 羽	100 羽
ニホンザル	5 頭	5 頭	5 頭

捕獲等の取組内容
市内全域に生息する有害鳥獣の捕獲は、銃器及びわなにより実施する。
銃器による捕獲は、地元住民に有害捕獲への理解を深めるとともに、銃所持者へ使用について指導等を行う。
わなによる捕獲は、市内に設置してある捕獲わなを、より効率良く管理し、あるいは管理体制の見直しにより捕獲実績を増加させる。
特にカラス・ヒヨドリは捕獲オリを使用し、大量捕獲を行なう。
一年を通して生息頭数管理を行い、猟友会と地元住民及び農家が協力する捕獲体制の整備を進める。
農家が進んでわな免許を取得し、捕獲に参加できるよう体制作りを継続して進めていく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内一円	愛知県事務処理特例条例に基づき、鳥獣捕獲許可事務は愛知県より権限委譲されている。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
イノシシ・ ニホンジカ・ アライグマ・	・電気柵：2,000m ・ワイヤーメッシュ ： 2,000m	・電気柵：2,000m ・ワイヤーメッシュ ： 1,000m	・電気柵：2,000m ・ワイヤーメッシュ ： 1,000m

ハクビシン・ヌートリア			
-------------	--	--	--

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア	設置時に立ち上げた有害鳥獣侵入防止柵設置委員会による維持管理を行う。	設置時に立ち上げた有害鳥獣侵入防止柵設置委員会による維持管理を行う。	設置時に立ち上げた有害鳥獣侵入防止柵設置委員会による維持管理を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ ・ニホンジカ ・ニホンザル ・アライグマ ・ハクビシン ・カラス（ハシブト、ハシボソ） ・ヒヨドリ ・カワラバト ・キジバト 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を与える鳥獣の生息状況の把握を進める。 ・狩猟免許の取得を促進する。 ・地域内の鳥獣害に対する住民への啓発、情報提供、刈り払い等への参加、放任果樹や収穫残物の除去などを行い、防御について創意工夫を行う。 ・イノシシ、ニホンジカについては地域資源（食肉）として有効活用することを検討する。
5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ ・ニホンジカ ・ニホンザル ・アライグマ ・ハクビシン ・カラス（ハシブト、ハシボソ） ・ヒヨドリ ・カワラバト ・キジバト 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を与える鳥獣の生息状況の把握を進める。 ・狩猟免許の取得を促進する。 ・地域内の鳥獣害に対する住民への啓発、情報提供、刈り払い等への参加、放任果樹や収穫残物の除去などを行い、防御について創意工夫を行う。 ・イノシシ、ニホンジカについては地域資源（食肉）として有効活用することを検討する。

6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ ・ニホンジカ ・ニホンザル ・アライグマ ・ハクビシン ・カラス（ハシブト、ハシボソ） ・ヒヨドリ ・カワラバト ・キジバト 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を与える鳥獣の生息状況の把握を進める。 ・狩猟免許の取得を促進する。 ・地域内の鳥獣害に対する住民への啓発、情報提供、刈り払い等への参加、放任果樹や収穫残物の除去などを行い、防御について創意工夫を行う。 ・イノシシ、ニホンジカについては地域資源（食肉）として有効活用することを検討する。
------	--	---

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
蒲郡市	住民からの通報を受けて猟友会と調整
蒲郡猟友会	市からの依頼を受けて現場対応
愛知県	住民からの通報を受けて市に連絡
蒲郡警察署	住民からの通報を受けて市に連絡

（2）緊急時の連絡体制

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ イノシシ等獰猛かつ大型の獣が出没した場合
　　通報者→蒲郡市→蒲郡市鳥獣被害防止対策協議会→警察署、消防署→地域住民への周知・避難指示
　　→ 猟友会に連絡して対策を検討し、住民等に被害が及ぼさない場所においては銃器による駆除または、囮い込みによりわなに誘導し、安全が確保される場所で銃器による駆除を実施する。 ○ サルの場合
　　通報者→蒲郡市→蒲郡市鳥獣被害防止対策協議会→警察署、消防署→地域住民への周知・避難指示
　　→ 猟友会に連絡して対策を検討し、追い払いを第一に実施するが、住民等に被害が及ぼされる場合は、囮い込みによりわなに誘導し、山に放す。住民に重大な被害を及ぼすと判断した場合は、銃器による駆除を実施することも検討する。 |
|---|

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲等をした対象鳥獣は焼却する。 ・イノシシ、ニホンジカについては、地域資源（食肉）として有効活用することを検討する。食用以外の部分は埋却する。 |
|--|

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ、ニホンジカについては、地域資源（食肉）として有効活用することを検討する。
ペットフード	イノシシ、ニホンジカについては、地域資源（ペットフード）として有効活用することを検討する。
皮革	イノシシ、ニホンジカについては、地域資源（皮革）として有効活用することを検討する。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	イノシシ、ニホンジカについては、地域資源として有効活用することを検討する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

（注） 处理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし。

（注） 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	蒲郡市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
蒲郡市	農林水産課が事務局を担当、連絡調整を行う。
蒲郡市農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。(本協議会長:組合長)。(理事2名、営農企画課長1名含む)

柑橘組合代表	有害鳥獣関連情報の提供を行う。(組合長)
地元農業者代表	有害鳥獣関連情報の提供を行う。(被害多発地区の総代、農業委員会会長)
蒲郡獵友会	有害鳥獣の捕獲、連携、捕獲の啓発を行う。(会長)
ジビエ等利活用関係者	ジビエ等利活用に関する情報の提供を行う。(NPO 法人 中部獵踊会、株式会社三河猪家)
愛知県東三河農林水産事務所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。(農業改良普及課、農政課)

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県東三河総局環境保全課	鳥獣捕獲・駆除及び保護に関する情報の提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 23 年度に鳥獣被害対策実施隊を設立した。実施隊の指導のもと、農家で組織した捕獲隊隊員が、被害防止計画に基づく鳥獣被害対策の実施(捕獲)に取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市民(地元住民)及び農家へ鳥獣被害対策について理解と協力を周知する。
『自分の農地は自分で守る。同時に、みんなの農地はみんなで守る。』という共通意識を持ち、個々の対策のみならず地域全体で諦めずに鳥獣被害対策を行えるよう、指導・助言する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なぜ鳥獣害が発生するかという原因を理解し、鳥獣にとって餌場になりにくい環境に改善するよう努めていく。そのうえで地域協議会が主体になり、鳥獣被害対策を実施し、農産物生産者の生産意欲向上と耕作放棄地解消につながるよう、関係機関と連携を図り様々な取組みを実施していく。